

第160回  
かすみがうら市農業委員会総会議事録

1. かすみがうら市農業委員会告示第10号

平成29年9月4日かすみがうら市農業委員会告示10号をもって、平成29年9月11日(月)  
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第160回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2. 総会の日時および場所

平成29年9月11日(月) 午後2時00分開会  
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3. 出席委員

1番 欠席	2番 飯田 敬市	3番 齋藤 幸雄	4番 久松 弘叔
5番 井坂 孝雄	6番 欠席	7番 貝塚 光章	8番 宮本 教夫
9番 栗山 千勝	10番 塚本 勝男	11番 中山 峰雄	12番 山口 正男
13番 欠席	14番 欠席	15番 市川 敏光	16番 関川 忠雄
17番 安田 秀徳	18番 磯部 潤一	19番 小松崎 正衛	20番 外塚 孝雄

4. 欠席委員

1番 海東 功 13番 小松崎 誠 14番 鈴木 良道

5. 説明のため出席した者

事務局長 高田 忠 係長 永田 昌之 (書記) 主幹 鈴木 幸介  
局長補佐 山本 好徳

6. 議事録署名委員

3番 齋藤 幸雄 8番 宮本 教夫

7. 議事日程

諸般の報告について

議事録署名委員について

日程の決定について

報告案件について

報告第37号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内的の農地転用届出について

報告第38号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について

議案審議について

議案第61号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第62号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第63号 現況証明願の交付決定について

議案第64号 農地改良協議書に対する同意について

議案第65号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定  
について

その他

8. 閉会

午後2時48分開会

局長補佐	<p>只今から平成29年度第160回農業委員会総会を開会いたします。  只今の出席委員は16名で、会議規則第6条の定足数に達しております。  よって総会は成立しております。  なお、委員会規則第6条により1番 海東 功委員、13番 小松崎 誠委員、  14番 鈴木 良道委員から欠席届が提出されております。  また、高田事務局長は議会の議案質疑が長引いているため、遅れるということ  なので、私が代わりを務めますので、よろしくお願いいいたします。  それでは、会議規則第4条により、議長は会長が務めることになっております  ので、以後の議事進行につきましては、外塚会長にお願いいいたします。</p>
議長	<p>会長あいさつ  傍聴人の方に申し上げます。受付にありました、傍聴人心得を守り、傍聴される  ようお願いいいたします。  はじめに、局長補佐より諸般の報告をお願いします。</p>
局長補佐	<p>( 諸般の報告朗読 )</p>
議長	<p>次に、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は会議規則第12条  第2項の規定により、3番 齋藤 幸雄委員、8番 宮本 教夫委員を指名いたします。  なお、本日の会議書記は、事務局職員の永田係長を指名いたします。</p>
議長	<p>次に、日程の決定についてお諮りいたします。  只今から午後5時までとしたいと思いますがいかがでしょうか。  ( 異議なしの声あり )</p>
議長	<p>ご異議ございませんので、只今から午後5時までといたします。</p>
議長	<p>次に、報告第37号、第38号の報告案件ですが、委員の皆様にも、既に議案書が  送付されておりますので、事務局説明は省略いたしまして早速質疑に入ります。  報告案件について、ご意見ご質問等ありましたらお願いいいたします。  ( 異議なしの声・意見、質問等なし )</p>
議長	<p>ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。</p>
議長	<p>それでは、議案審議に入ります。  はじめに「議案第61号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可に  ついて」上程いたします。  事務局より、議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。</p>
議長	<p>議案の朗読が終わりました。  事前調査員の方説明をお願いします。</p>
16番 関川委員	<p>9月4日にですね、午前9時から霞ヶ浦庁舎において、私と市川委員と安田委員の  3名で、書類審査を行いまして、現地調査を実施してまいりました。  番号1番は、センターの約500m東に行った 橋の手前の所のハス田で  ございました。現況はきれいにハスが栽培されておりました。  申請人は経営規模拡大ということの申請で、農地中間管理機構を利用した売買  ということでございます。  番号2番は、集落の真ん中から台に上がったところの畑です。  現況は雑草が繁茂しておりましたが、今後野菜を作ることとございます。  番号3番は、 の 寺の裏ということで、1町7反の大きな、きれいで立派</p>

	な乗畑です。所有者の高齢の方が乗を拾うのは大変かと思いました。番号1、2、3番とも許可して良いと思いますが、委員の皆様の更なるご審議の程、よろしく願いいたします。
議 長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、番号2番についてお願いいたします。ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、番号3番についてお願いいたします。ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号3番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第61号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に「議案第62号 農地法第5条の規定による許可申請について」上程します。事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。
議 長	議案の朗読が終わりました。事前調査委員の方、説明をお願いします。
15番 市川委員	農地法第5条の説明をいたします。図面番号1番をご覧ください。番号1番は、 の にある 直売所の約50m北に位置する畑でございます。第2種農地と判断しました。こちらは さんが親の介護や農業用トラックが盗難にあうなどの理由により、しばらくの間休耕地でしたが、現在はマルチを張り、野菜を植えております。申請人は、親からの贈与により自己住宅を建築する計画です。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件は満たしていると考えます。続いて、図面番号2番をご覧ください。番号2番は、 道の 下り出口より、約150m北に位置する畑で、第3種農地と判断しました。現況は雑草が繁茂していました。太陽光発電施設を計画しています。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。

許可要件は満たしていると考えます。  
 続いて、図面番号3番をご覧ください。  
 番号3番は、公園へ向かう林道入口の約50m南に位置する畑で、第2種農地と判断しました。  
 現況はきれいに管理されていました。  
 申請人は、隣接の山林で太陽光発電施設を建設するので、管理・メンテナンス用車両の駐車場として転用する計画です。  
 転用による周辺農地への影響はないと判断しました。  
 許可要件は満たしていると考えます。  
 続いて、図面番号4番をご覧ください。  
 番号4番は、の に隣接する国道354号沿いの畑で、第2種農地と判断しました。現況は碎石が敷かれており、始末書が添付されております。  
 申請人は、法人の代表者で自宅前の国道を挟んだ反対側にある、親の土地を借りて農業用資材置場として使用する計画です。  
 転用による周辺農地への影響はないと判断しました。  
 許可要件は満たしていると考えます。  
 続いて、図面番号5番をご覧ください。  
 番号5番は、の 集落から 集落へ入ったところにある畑で、第1種農地と判断しました。  
 現況はきれいでしたが、一部駐車場として使用されており、始末書が添付されております。  
 申請人は、親から土地を借りて自己住宅を建築する計画です。  
 転用による周辺農地への影響はないと判断しました。  
 第1種農地ですが、集落接続による不許可の例外に該当するため、許可要件は満たしていると考えます。  
 更なる審議の程、よろしくお願いたします。

議 長 只今、事前調査員の方の説明が終わりました。  
 これより、議案審査に入ります。  
 番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

(異議なしの声・意見、質問等なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議 長 全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、番号2番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

(異議なしの声・意見、質問等なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議 長 全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、番号3番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

(異議なしの声・意見、質問等なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。番号3番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議 長 全員賛成ですので、番号3番は原案のとおり許可することに決定いたします。

議 長	次に、番号4番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号4番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号4番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、番号5番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号5番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第62号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、「議案第63号 現況証明願の交付決定について」上程いたします。事務局より議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。
議 長	議案の朗読が終わりました。事前調査委員の方、説明をお願いします。
17番 安田委員	現況証明願の交付について、説明いたします。 図面番号6番をご覧ください。 番号1番は、センターの約50m西に位置します。 現況は住宅敷地となっており、住宅や物置なども建っていました。 396番1は34年前から、397番1は67年前から住宅敷地として使用しており、現況も申請どおりになっていることから、証明しても問題ないと判断いたしました。 続いて、図面番号7番をご覧ください。 番号2番は、の県道 線から 集落へ向かう交差点の約100m南に位置します。現況は砕石が敷かれた住宅敷地となっていました。 23年前から住宅敷地として使用しており、現況も申請どおりになっていることから、証明しても問題ないと判断しました。 以上、委員の皆様方の更なる審議の程、よろしく願いいたします。
議 長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。 番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号1番について、原案のとおり交付することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり交付することに決定いたします。
議 長	次に、番号2番についてご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。

	番号2番について、原案のとおり交付することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第63号 現況証明願の交付決定について」は、原案のとおり交付することに決定いたします。
議 長	次に、「議案第64号 農地改良協議書に対する同意について」上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。
	(高田事務局長 入室)
事務局	それでは朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。
議 長	議案の朗読が終わりました。事前調査委員の方、説明をお願いします。
15番 市川委員	<p>函面番号8番をご覧ください。</p> <p>番号1番は、 の 工業に隣接する、県道 線沿いの畑になります。屋の手前になります。</p> <p>申請地が県道より低いので、 地内の市が発注した道路改良工事から発生する土を入れ、高低差を解消するための申請となります。</p> <p>改良後は、栗と柿を植える計画となっております。</p> <p>以上、委員の皆様の更なる審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p> <p>議案第64号について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第64号について、原案のとおり同意することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	全員賛成ですので、「議案第64号 農地改良協議書に対する同意について」は、原案のとおり同意することに決定いたします。
議 長	<p>次に、「議案第65号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」上程いたします。</p> <p>事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。</p>
事務局	<p>利用権設定内容について説明いたします。今回の利用権設定は全体で5件。面積は7,324㎡。その内新規は3件で主な作物は野菜・飼料作物となります。再設定は2件。主な作物は野菜となります。</p> <p>以上農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を充たしていると思われます。以上です。</p>
議 長	<p>事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございましたらお願いします。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第65号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	全員賛成ですので、「議案第65号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。

議 長	<p>以上で、本日の議案審議は終了しました。</p> <p>次に、昨年9月28日付けで に対し農地転用違反是正を出し、ほぼ1年が経過していますが、その間碎石は寄せられました、碎石が残っており、改善されていない状態のままです、繰り返し指導を行うため、再度、土地所有者の と賃借人の に、是正文書を送付したいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
9番 栗山委員	議長、いいですか。
議 長	どうぞ。
9番 栗山委員	そこを指導するのであれば、全体を指導するのでしょうか。これだけやったら不公平だよ。違反転用全部やらないとおかしいでしょう。
議 長	高田局長。
高田局長	<p>昨年、県の指導の下、違反是正の文書を出しました。違反については皆さんにフロー図をお配りしてあります。一度出してありますが、引き続き何年続くかわかりませんが、今回も県南農林に確認しまして、出したほうがいいたろうとということです。また、会長にこの後諮っていただきたいのが2件ほどあります。同じような違反転用がありますので、よろしくお願いします。</p>
議 長	お諮りします。農地転用違反是正文書を出すことに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	賛成多数ですので、農地転用違反是正文書を送付することに決定いたします。
議 長	<p>次に、先の総会後に事務局から説明のあった、深谷 番地と 番地の畑が農地転用違反の状態です。</p> <p>一人の地権者からは、市に土地を寄付したい旨の相談があったようですが、農地調査でも碎石が敷き均されている状況を確認しておりますので、地権者2名の方に農地転用違反是正文書を出さなければならないと思っています。借り人は という地権者のお話で、林地開発をしたのが という会社ですが、契約書が2人ともないとのことですので、今回は地権者、相続代表人だけに出したいと思います。</p>
9番 栗山委員	議長。
議 長	どうぞ。
9番 栗山委員	口約束でも契約になりますからね。
議 長	高田局長。
高田局長	<p>先月ですね、総会終了後に、お一人の方から相談があったこととお話ししたと思います。</p> <p>お話を聞いて、30条調査でも美並地区の委員さんにも確認はしていただきました。地権者の方が7月18日に来庁されまして、荒れた畑だったので貸してしまったと、7月26日に再度、来庁されて、当時プレハブが置かれていたが、やっと退かしていただいたと、それからご本人は言うには、 に貸したということでした。8月4日に再度、来庁されまして、市に道路用地として寄付したいと相談に参りました。もう一人の方は賃貸料をいつからの分か、わかりませんが、お金をいただいたということです。この方は相続をされていないということです。この案件は、美並地区の関川委員さんにも同行していただきまして、お二方に話をしてきました。</p> <p>地権者の方の動向、道路用地に寄付したい内容をもう一人の相続人代表の方にも</p>

	<p>お伝えしたわけですが、まだ相続もしていない、だがお金は貰っている。ただ契約を交わしていないので、いつからかもわからないが、平成25年くらいからだったというお話でしたので、今回、地権者の方に文書を出すということ。地権者の言い分が正しいかわかりませんが、工事期間中だけ貸したとのことで、2回畑に戻してくださいとお願いをしたそうです。しかし、碎石が退かされていない状態ということで、現況が碎石が敷かれていることが確認されたことから、このお二方には同様の農地法違反の是正ということで文書を出したいと思います。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。只今の件について、農地転用違反是正文書を出すことに、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>賛成多数ですので、農地転用違反是正書を送付することにいたします。</p>
議 長	<p>他に事務局からありますか。</p>
事務局	<p>損害賠償訴訟取り下げについて。 行政不服審査に伴う意見書2について。 委員会研修の出欠について。 農林水産省の農業経営の第3者継承補助事業について。 かすみがうら祭りについて。 総会終了後の勉強会について。</p>
議 長	<p>以上をもちまして第160回総会を閉会いたします。 長時間にわたる慎重審議ご苦労様でした。</p> <p>(午後2時48分 閉会)</p>